

医薬情報担当者  
医療機器営業担当者 各位

横浜市立市民病院 病院長

## 横浜市立市民病院における医薬情報担当者・医療機器営業担当者等の活動について

当院では、病院のセキュリティ確保のため、活動は原則週 1 回とし、次のとおり場所・時間に制限を設けておりますので、ご協力をお願いします。

### 1 管理棟：午後 5 時～午後 7 時

階	部屋・エリア	活動の可否	備考
3	医局、事務室	不可	左記にかかわらず、当院の職員が前もって時間・場所を指定した場合は、当該職員の立会いのもとで入室することができます。
	<u>談話スペース、 廊下(一般エリア)</u>	<u>可</u>	
2	廊下	不可	
1	廊下	不可	

### 2 診療棟

診療時間外を含め、待ち合わせや活動は禁止します。ただし次の部署については必ず事前にアポイントをとり、指定された時間・場所に訪問してください。

- (1) 臨床工学部 (2 階)
- (2) 検査部 (2 階、1 階)
- (3) 画像診断部 (地下 1 階)
- (4) 薬剤部 (地下 1 階)

### 3 注意事項

- (1) 当院で活動する際は、事前に出入許可申請書を提出し、出入業者許可証の交付を受けてください。
- (2) 訪問時には、出入業者許可証を胸の目立つ場所に必ず着用してください。
- (3) 上記以外の場所 (外来待合室など) での待機、指定時間外の訪問は禁止します。お見かけした場合は立ち退いていただく場合がございます。
- (4) 院内では、病院という特性を鑑みて、院内秩序の維持に努めるとともに、患者及び面会者に対して迷惑のかかることのないよう細心の注意を払うようにしてください。
- (5) 当院に駐車する場合は、外来駐車場及び管理棟駐車場のみとします。減免はいたしません。
- (6) 上記に違反した場合には、病院での活動を禁止する場合があります。

【担当】 総務課庶務係  
電話：045-316-4580(代表)